

墨田区内部統制基本方針

墨田区は、歴史と伝統が息づく「すみだ」らしさを大切にしながら、笑顔とにぎわいにあふれた「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」の実現に向け、「墨田区基本計画」の着実な推進に努めています。

そのためには、効率的かつ効果的な行政施策を行い、区民に信頼される行政サービスを提供するため、内部統制機能を充実させていくことが必要です。

ついては、墨田区の内部統制を推進し、組織として、あらかじめリスクがあることを前提として、法令を遵守しつつ、適正に業務を執行するため、地方自治法第150条第2項の規定に基づく基本方針を定め、全庁的な内部統制体制の整備及び運用に取り組んでいきます。

また、同法第150条第4項の規定に基づき、自ら内部統制の整備及び運用状況を評価し、報告書を作成します。これを、監査委員の審査に付した上で、区議会に報告するとともに、区ウェブサイトで公表することにより、内部統制の透明性を確保していきます。

1 内部統制の目的及び取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行について

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行します。

(2) 報告の信頼性の確保について

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を組織内外に向けて確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守について

業務に関わる法令その他の規範を遵守します。

(4) 資産の保全について

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ります。

2 内部統制の対象とする事務

(1) 地方自治法第150条第2項第1号に規定する事務

財務に関する事務

(2) 地方自治法第150条第2項第2号に規定する事務

各年度において区長が取組を指示した事務

令和2年3月12日（令和7年4月18日一部改正）

墨田区長 山本 亨